# 飛騨市下請け企業応援資金制度

(飛騨市中小企業経営安定資金融資制度)

## 目的

発注元からの急激な受注変化により資金繰りに影響が生じている下請け企業を支援するため、中小企業経営安定資金融資に特例措置を設けることにより、市内企業の基盤を強化するとともに、持続可能な環境作りを図ります。

#### 対象者条件

融資対象者	次の条件を満たすことが必要です。
	・個人 市内に居住し、住民登録をしている方
	法人 本社が市内に登記している事業所
	・市内で1年以上継続して事業を営む方
	・市税を完納している方
	・直近の決算書又は確定申告書における売上高の50%以上が1社で占めら
	れていること。
	・直近1ヶ月+見込2ヶ月もしくは直近3ヶ月平均の売上高が前年同月比で
	20%以上減少していること。
	・岐阜県信用保証協会の次のいずれかの保証の承諾を受けることができる方
	(普通保証・無担保保証・経営安定関連特別保証・経営力強化保証)
資金使途	運転資金
融資限度額	1,000万円
融資利率	年 1.3%
償還期間	運転資金7年以内(据置期間1年以内)
連帯保証人	個人 原則不要
	法人 原則代表者のみ
担保	取扱金融機関の基準により設定
保証料	信用保証協会所定の保証料が必要となります。
取扱金融機関	十六銀行・富山第一銀行・高山信用金庫・飛騨信用組合・飛騨農業協同組合
対象期間(実行日)	令和5年10月13日(金)~令和6年2月28日(水)

### 助成内容

利子補給	融資実行日から3年間、支払った利子の100%を3年間補給
------	------------------------------

※旧債務の借換え、繰り上げ償還以後の当該融資については補給額に制限がかかる場合があります。

#### 申込み方法

本融資は飛騨市制度融資「飛騨市中小企業経営安定資金融資制度」の枠内、書式を使用します。 融資の申込みに関しては、取り扱い金融機関へ相談して下さい。金融機関の融資審査、県信用保証協 会での保証審査、市での審査があります。

利子補給の申込みに関しては、例年1月~2月頃にご案内いたします。(年度ごとに1月~12月の 当該融資利子補給金をお支払いします)

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

**2** 0577-62-8901